

平成25年11月14日

報道関係者 各位

島原市市長公室

台風24号及び台風26号災害に係る災害救助法適用  
被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体(1都2県の3自治体)に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

(1)台風24号に係る災害 鹿児島県与論町に対し、10万円

(2)台風26号に係る災害 東京都大島町及び千葉県茂原市に対し、各10万円

合計30万円

※各自治体の義援金取扱口座へ平成25年11月15日 送金



有明海にひらく湧水あふれる  
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画グループ

秘書広報班 高原

電話：0957-63-1111 (内線 127)

E-mail：m-takahara@city.shimabara.lg.jp